

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

川崎市行政手続条例の一部改正（案）に関する
パブリックコメントの実施について

資料 1 川崎市行政手続条例の一部改正（案）に
ついて

資料 2 パブリックコメントの実施について

平成 26 年 12 月 8 日

総 務 局

川崎市行政手続条例の一部改正（案）について

1 川崎市行政手続条例について

国の行政手続法の趣旨にのっとり、市の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するため、処分、行政指導、届出などの手続に関して共通する事項を定めています。

【参考】 「行政手続法」と「川崎市行政手続条例」の適用関係

行為の主体	行為の根拠	申請に対する処分	不利益処分	行政指導	届出
国	国の法令	手続法	手続法	手続法	手続法
市	国の法令	手続法	手続法	手続条例	手続法
	市の条例・規則	手続条例	手続条例	手続条例	手続条例
	要綱等			手続条例	

※「処分」…公権力の行使に当たる行為

「申請に対する処分」…許認可等を求める申請に対して、諾否の応答をする処分

「不利益処分」…許認可の取消し等、特定の者に対して、義務を課したり、権利を制限したりする処分

※「行政指導」…一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分その他公権力の行使に当たる行為に該当しないもの

行政手続法 <抜粋>

(地方公共団体の措置)

第 46 条 地方公共団体は、(行政手続法の) 規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出並びに命令等を定める行為に関する手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 条例改正の理由

処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度（不服申立て）について、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の観点から、行政不服審査法及び関係法令の改正が平成 26 年 6 月に行われ、その一環として、行政手続法の改正（平成 26 年法律第 70 号）も行われました。

これを踏まえ、川崎市においても、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護を充実させるため、国の法改正と同趣旨の条例改正を行うものです。

3 条例改正（案）の概要

（１）「処分等の求め」の手續の新設

市民等が法令違反の事実を発見した場合に、処分や行政指導の権限がある市の機関等に対して、具体的な事実内容や理由などを記載した申出書を提出して、是正のための処分や行政指導を求めることができることとします。

この申出を受けた市の機関等は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、是正のための処分や行政指導を行います。

（２）「行政指導の中止等の求め」の手續の新設

法令違反の事実の是正を求める行政指導を受けた者は、その行政指導が根拠となる法律又は条例に規定する要件に適合しないと思う場合に、行政指導をした市の機関に対して、具体的な理由などを記載した申出書を提出して、中止等を求めることができることとします。

この申出を受けた市の機関は、必要な調査を行い、要件に適合しないと認めるときは、中止等の措置を行います。

※なお、上記（１）（２）における「行政指導」は、法改正の趣旨にのっとり、法律又は条例の中で、行政指導を行う権限及びその要件が規定されているものを対象（「勧告」や「指示」など、規定が明示的に根拠規定として置かれているものを想定）とします。

（３）「行政指導における権限根拠等の提示」の義務化

行政指導に携わる者が、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使できることを示して行政指導をする場合には、その権限の根拠となる法令・条例等の条項、そこに規定される要件及びその権限の行使が要件に適合する理由を示さなければならないこととします。

4 施行期日

平成27年4月1日（行政手続法の一部改正と同日）

5 今後のスケジュール（予定）

- ・ 平成26年12月10日～平成27年1月9日 パブリックコメントの実施
- ・ 平成27年2月 改正条例案の議会提出
- ・ 平成27年3月 改正条例の議決・公布

川崎市行政手続条例の一部改正（案）に関する パブリックコメントの実施について

＜ 市民の皆様から御意見を募集します ＞

平成26年6月に、行政不服審査法及び関係法令の改正が行われ、その一環として、**行政手続法の一部改正**（平成26年法律第70号）も行われました。

この法改正を踏まえ、川崎市においても、**市民の権利利益の保護を充実**させるため、**川崎市行政手続条例の一部改正**を行い、**行政運営における公正の確保と透明性の向上**を図ります。**この一部改正（案）について、市民の皆様の御意見を募集**します。

1 意見募集の期間

平成26年12月10日（水）から平成27年1月9日（金）まで

※ 郵送の場合は、平成27年1月9日（金）付けの消印まで有効です。

2 関連資料の閲覧場所

- (1) 川崎市総務局行財政改革室
- (2) 情報プラザ(市役所第3庁舎2階)
- (3) 各区役所(市政資料コーナー)
- (4) 川崎市公式ホームページ

3 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名(団体の場合は、名称及び代表者の氏名)及び連絡先を明記の上、別紙(意見書)を用いて、御意見を提出してください(その他の形式により、御提出いただいても構いません。)

- (1) 郵送・持参

宛先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市総務局行財政改革室宛(川崎市役所第3庁舎10階)

- (2) FAX

FAX番号 044(200)0622(川崎市総務局行財政改革室)

- (3) 電子メール

川崎市ホームページの「意見公募(パブリックコメント)」のページにアクセスし、案内に従って、専用フォームを御利用ください。

《 注 意 事 項 》

- 御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- 記載頂きました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- 電話や口頭での御意見の提出は、御遠慮願います。

4 問い合わせ先

川崎市総務局行財政改革室 電話番号 : 044 (200) 2060